

1 策定の趣旨

学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われてきた。生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、心身の健全育成や個性・特技等の発見、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

そこで、入間市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、平成30年7月に埼玉県教育委員会において策定された「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）に則り、「入間市中学校部活動ガイドライン」（以下「市のガイドライン」という。）を策定した。市のガイドラインでは、入間市立中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。

教育委員会は、市のガイドラインに基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定と公表

- ア 校長は、市のガイドラインに則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を公表する。
- イ 部顧問は、年間の計画（目標、活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日等）を作成し、校長に提出する。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、外部指導者^{*1}（部活動指導員^{*2}を含む）の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部指導者等を積極的に活用する。
なお、外部指導者等の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等に関し研修を行う。
- ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部指導者等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 教育委員会は、部顧問、外部指導者等を対象とする指導に係る知識、実技及び技

術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

- ※1 外部指導者：部顧問と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。(市が中心で任用)
- ※2 部活動指導員：校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする。(国と県が中心で任用)

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問、外部指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。その上で生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすること(精力を使い果たして無気力になること)なく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニング等を積極的に導入する。同時に休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野等の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、外部指導者は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、3(1)に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、原則週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁日(サマーリフレッシュウィーク)は休養期間(オフシーズン)とする。

ウ 1日の活動時間は、準備・片付けも含み、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 休養日及び活動時間等の設定

ア 校長は、2(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記(1)の基準を踏まえるとともに、学校にあつては市のガイドラインに則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

イ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

ウ 教育委員会は、上記ア、イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒、教職員、保護者、地域等の実態を精査し、長期的な存続の可能性等を校内で十分協議した上で、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。

文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部を設置する。

イ 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部や特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、スポーツ環境整備を進める。

イ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険に加入することや、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、文化及び科学等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。

ウ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のためのパートナーという考え方の下で、地域との連携を図った取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等や地域の行事・催し等を精査する。

7 その他

(1) 熱中症事故等の防止

- ア 「入間市立小・中学校の諸活動における熱中症対策について（指針）」（平成30年8月3日付）をもとに対応する。
- イ 活動前及び終了後に児童生徒への健康観察等の健康管理を徹底する。なお、活動中はこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取る。
- ウ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。
- エ 落雷や突風等、急激な天候変化を想定した対応策を準備する。また、発生時には活動の中断や中止等適切に対応する。

(2) 会計及び経済的負担

- ア 部顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などについて計画を立案する。
- イ 部顧問は、部活動費及び保護者から徴収した活動費等を適切に管理するとともに、その執行状況についてそれぞれ校長及び保護者に報告する。
- ウ 校長は、各部活動における会計の執行及び管理状況を確認する。

(3) 参考

- ・「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - (1) 適切な指導の実施
 - 部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。
 - 先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。
 - (例)
 - (ア) 殴る、蹴る等。
 - (イ) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。
 - ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
 - (ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - (エ) セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。
 - ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
 - ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするよ

うな) 発言を行う。

(オ) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

(4) その他

・以下を参考資料とする。

ア「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 3 月スポーツ庁)

イ「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 12 月文化庁)

ウ「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」(平成 30 年 7 月埼玉県教育委員会)